

低価格落札工事に係る履行保証制度等の運用について

1 対象工事

- (1) 予定価格130万円以上の建設工事に設定する。
- (2) 町長が特に認めるときは、前項の規定にこだわらない。

2 低価格落札者との契約に係る契約保証金及び前金払の取扱い

対象工事ごとに定める保証金引上げ等基準価格（履行保証割合の引上げ及び前金払の割合の引下げを求める基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者（以下「低価格落札者」という。）との契約については、次に定めるところによる。

- (1) 琴浦町建設工事執行規則（以下「規則」という。）第8条に基づく契約保証金は、当該工事の請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 規則第59条第1項に基づく前金払の割合は、当該工事の請負代金額の10分の2以内とする。また、規則第59条第2項に定める中間前金払は行わないものとする。

3 保証金引上げ等基準価格の設定

保証金引上げ等基準価格は、最低制限価格以上予定価格の10分の8.5以下の範囲内で、当該工事の内容を勘案して町長が決定する。

4 入札及び契約の手続

- (1) 入札に参加しようとする者への周知
対象工事に係る調達公告又は指名競争入札通知には、2及び3に定める事項を明示して、入札に参加しようとする者に周知するものとする。
- (2) 契約書の取扱い
低価格落札者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約約款について次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは、「請負代金額の10分の3以上」とする。
 - イ 第34条第1項中「請負代金の10分の3以内」とあるのは「請負代金の10分の2以内」とする。
 - ウ 第34条第3項及び第4項は削除する。
 - エ 第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは、「請負代金額の10分の2」とする。
 - オ 第34条第5項中及び第6項中「(第3項の規定により中間前金払の支払を受けているときは10分の6)」を削除する。
 - カ 第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは、「請負代金額の10分の3」とする。
 - キ 第37条第2項中「請負代金額の40パーセント」とあるのは、「請負代金額の20パーセント」とする。
 - ク 債務負担行為に係る契約にあっては、第41条第1項中「請負代金額の40パーセント」とあるのは、「請負代金額の20パーセント」に、「出来高予定額の40パーセント」とあるのは、「出来高予定額の20パーセント」とする。
 - ケ 第46条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」とする。

とする。

(3) 一般管理費等の率

2により前払金を減額することに伴う、一般管理費等の率の補正を理由とした契約変更は認めない。

5 不落札随契への適用

以上の取扱いは、競争入札が当該取扱いの適用により不落札となった場合に、随意契約により請負契約を締結する工事について準用する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から適用する。